

〈七十七〉

遺産整理業務



七十七銀行がご相続人に代わり
相続のお手続きを代行します

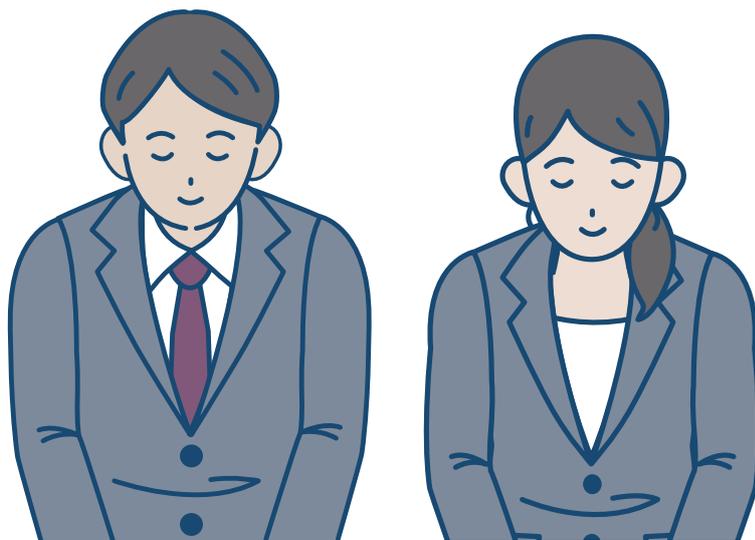
はじめに

ある日、突然訪れた相続。
悲しみのなかにもご遺族の方々には、
早急に整理し解決を図っていくべき問題が数多く残されています。

遺産の確認から始まり、
遺産の配分、相続税の申告、預貯金や不動産の名義変更等、
普段は考えもしない複雑な手続きが必要なうえ、
ご家族のそれぞれのご事情を総合的に考慮する必要があります。

〈七十七〉遺産整理業務は、こうした相続に伴う手続きのなかで、
遺産の相続に関する面倒な手続きを
ご遺族に代わって行います。

七十七銀行では、〈七十七〉遺産整理業務を通じて、
相続手続きに関するさまざまな問題の解決について、専門家と連携をとりながら、
相続手続きを円滑に進めるお手伝いをします。



このような方に 〈七十七〉遺産整理業務を おすすめします

1

- ・ 相続の手続きをしている時間がない方
- ・ 相続に関する手続きに不慣れな方
- ・ 相続人が遠方に居住している、相続人が多くとりまとめが大変な方

相続手続きは限られた期間内に多くの公的書類を必要とします。

例えば相続人に関する書類だけでも、「戸籍謄本」「住民票」「印鑑証明書」などがあります。

また、預貯金の諸手続き、不動産や株式の名義変更、相続税の申告・納付などのさまざまな手続きも必要となります。

スケジュール調整や手続きなどを、働いている方やご高齢の方が行うのは、ご負担が大きいものになります。

※相続税の申告・納付手続きについては、ご希望がある場合には、税理士を紹介します。

2

- ・ 公正な第三者に関与してもらいたい方

相続財産の確認・確定にあたって、第三者に関与してもらい、

遺産の内容を財産目録の形ではっきりとおきたい。

そうすることで、話し合いをスムーズに進めることができます。

3

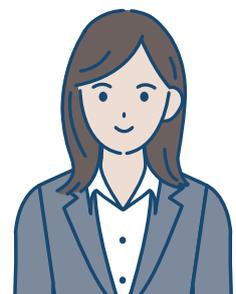
- ・ 遺産の分割方法、分割後の運用についてアドバイスがほしい方

不動産の相続、二次相続への対応など、分割後の財産運用や有効活用に対して、

七十七銀行がトータルにアドバイスします。

※当行が遺産分割についての相続人への調整を行うものではありません。

また、具体的な税務に関するアドバイスは税理士の業務となります。



〈七十七〉遺産整理業務の流れ

遺産整理業務は、当行が相続人全員からの委任を受け、相続人に代わって財産目録の作成、遺産の引き渡し、名義変更の手続きなど、相続に伴うさまざまな手続きを代行します。

1

遺産整理に関する事前のご相談

相続人の方から遺産の概要や相続人の状況、遺言の有無などをお伺いしたうえで、遺産整理の業務内容、スケジュール等をご案内します。



2

〈七十七〉遺産整理業務のお申込み

戸籍謄本等をご提出いただき相続人の確定を行い、相続人全員からお申込みいただきます。
(委任契約締結)



3

遺産の調査・確認

相続人の皆さまの協力を得て、遺産内容の調査・確認を行い、「**財産目録**」を作成します。



4

財産の評価

必要に応じて遺産相続のもとになる個々の財産について、財産評価のための資料等をご提供いただきます。
(具体的な財産の評価等は、必要に応じて専門家にご相談ください。詳しくはP6をご参照ください)

5

相続人による遺産分割協議

財産目録や財産の評価資料をもとに、相続人の皆さまで遺産分割の協議を行っていただき、「遺産分割協議書」を作成していただきます。

6

遺産分割手続き

遺産分割協議書に基づき、預貯金や有価証券の換金・名義変更、不動産の名義変更手続き等を行います。

相続税の申告と納税

相続税をご納付いただきます（相続税の申告・納付手続きについては、相続人の皆さまがご依頼された税理士が行います）。

財産の管理・運用・処分

ご希望に応じて、財産管理、運用、処分、不動産の有効活用コンサルティングからライフプランニングにいたるまでのご相談をお受けします。
相続人の皆さまの希望に応じて、コンサルティングにあたらせていただきます。

7

業務完了のご報告

委任業務が完了した時点で「終了報告書」を作成し、業務完了のご報告をします。
同時に遺産整理手数料、実費等をご請求します。

〈七十七〉遺産整理業務の諸費用

(すべて消費税込)

次の諸費用をご負担いただきます。

●遺産整理手数料

A、Bの計算を行った合計額とします。(最低手数料は左記合計額に関わらず、1,100,000円とします)

- A 「七十七銀行」が預かり、または受託している預金、信託、販売した投資信託等ならびに「七十七証券」が保護預かりしている株式、債券、投資信託等の有価証券等の執行対象財産評価額(消極財産控除前)に対して・・・0.33%
- B 上記A以外の執行対象財産評価額(消極財産控除前)に対して
- | | |
|-----------|-------|
| 1億円以下 | 1.65% |
| 1億円超3億円以下 | 1.10% |
| 3億円超 | 0.55% |

※執行対象財産の評価例

- ①不動産: 税理士等が相続税評価額を算出している場合、相続税評価額とします。それ以外は固定資産税評価額とします。
- ②金融資産: 各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。(口数や基準価額の表示のみの場合はそれらを乗じた金額とします。)
- ③保険契約に関する権利(生命保険、損害保険): 保険会社による解約返戻金相当額を評価額とします。

●遺産整理手数料の計算例

財産額が1億円の場合(うちAの部分が5,000万円の場合)

遺産整理手数料の計算	執行対象財産評価額	料率		
A 「七十七銀行」および「七十七証券」にて契約中の部分	5,000万円	× 0.33%	=	165,000円
B 1億円以下の部分	5,000万円	× 1.65%	=	825,000円
合計				990,000円

↓
最低手数料 1,100,000円

財産額が2億円の場合(うちAの部分が1億円の場合)

遺産整理手数料の計算	執行対象財産評価額	料率		
A 「七十七銀行」および「七十七証券」にて契約中の部分	1億円	× 0.33%	=	330,000円
B 1億円以下の部分	1億円	× 1.65%	=	1,650,000円
合計				1,980,000円

※実際の手数料金額につきましては、当行担当者にご確認ください。

●中途解約時の取扱い

お客さまが七十七銀行の責に帰すことができない事由により七十七銀行を解任したとき、七十七銀行の同意なく遺産整理業務に関する委任契約を終結させたとき、またはこの契約が解除されたときは、進捗状況に応じて次の手数料をいただきます。

[進捗状況に応じた手数料]

- ・財産目録の報告前: 330,000円
- ・財産目録の報告後: 遺産整理手数料の50%
- ・名義書換引渡し途中のとき: 遺産整理手数料の70%



●その他諸費用 次の諸費用をはじめ、遺産整理業務に必要となる実費はお客さまのご負担になります。

ご注意点

当行取り次ぎにより、司法書士・税理士等の専門家へお客さまから手続きを依頼された場合、当行との契約にかかわらず、当該手続きにかかる費用・報酬が必要となります。

- 不動産の相続登記にかかる登録免許税および司法書士報酬などの費用
- 戸籍謄本、固定資産税評価証明書等の取り寄せにかかる費用
- 預貯金等の残高証明書等発行手続きの費用

下記業務は当行ではお取り扱いできません。
必要に応じて専門家にご相談ください。

(別途お客さまの費用負担となります。)

- 税務相談や税務申告(相続税申告等)にかかる税理士業務
(ご希望がある場合は、税理士を紹介します。)
- 相続人間の法的紛争にかかる調停等の弁護士業務など

●ご留意事項

- (1) 七十七銀行は相続人全員と契約を締結し、相続人の代理人として被相続人の遺産(原則として金融資産および不動産)にかかる相続手続きを代行します。※なお、債務に関する相続手続きは、遺言整理業務の対象外です。
- (2) 法的に有効な遺言がある場合には、当該遺言の執行者が行うべき相続手続きの履行補助をします。
(遺言書をご提出いただきます。)
- (3) 当行所定の審査により、受任できない場合があります。
- (4) 相続人が複数いる場合には、相続人代表をご指定いただき、相続人代表が七十七銀行に行ったご指示は相続人全員からのご指示として取り扱います。
また、七十七銀行から相続人代表に対して行う報告は、相続人全員に対する報告とします。
- (5) 七十七銀行が行う相続財産の調査・収集は、相続人の皆さまから提供していただく情報に基づき行うものであり、遺産の完全な調査をお約束するものではありません。
- (6) 相続をめぐって相続人の中で争いが生じた場合、七十七銀行は特定の遺産分割協議案で合意するよう斡旋(あっせん)したり、相続人同士の話し合いを調停したりすることは一切できません。
- (7) 相続人間で法的紛争が生じた場合、ご契約後長期間経過しても遺産分割協議が成立しない場合、その他遺産分割手続きに著しい時間を要すると判断した場合には、七十七銀行から契約を解除させていただく場合があります。
- (8) 次の場合には、遺産整理業務をお引き受けできない場合があります。
 - ・相続人間で紛争またはそれに類似した状況が生じている場合
 - ・相続人のなかで生死または行方が不明の方がいらっしゃる場合
 - ・相続人全員での遺産整理業務委任に関する合意形成が困難または遺産分割協議の成立が見込めない場合
 - ・相続税の申告期限までに時間的な余裕がない場合
 - ・その他、円滑な遺産整理業務の遂行に支障をきたす可能性がある場合

指定紛争解決機関(金融ADR制度)について

当行の契約する指定紛争解決機関
(金融ADR制度)

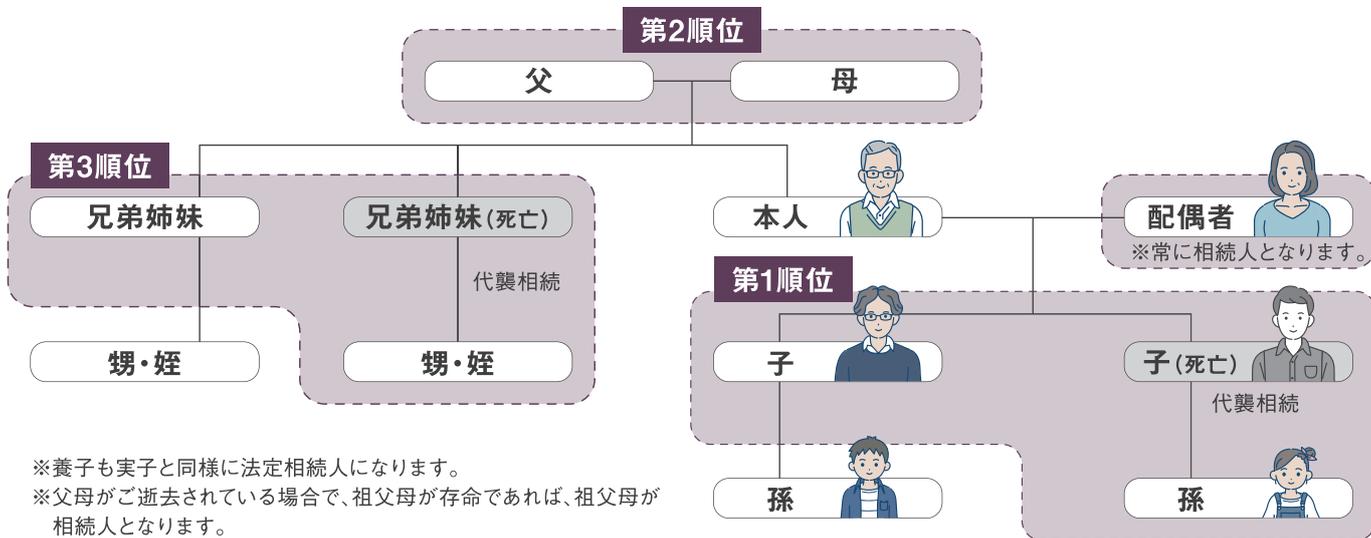
● 一般社団法人信託協会

連絡先: 信託相談所

電話番号: 0120-817-335 03-6206-3988

法定相続人と法定相続分 遺留分・代襲相続

民法上、相続人となる人は定められています。また、相続割合についても定められています。



相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者：1/2 子：1/2	配偶者：1/4 子：1/4
配偶者と父母	配偶者：2/3 父母：1/3	配偶者：1/3 父母：1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4	配偶者：1/2 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
父母のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※子・父母・兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、均等に分けます。

遺留分制度とは

遺留分とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことをいいます。この遺留分を生前贈与や遺贈で侵害しても、法律上無効とはなりません。遺留分の権利のある相続人は、生前贈与または遺贈を受けた人に対して、その侵害された部分を請求することができます。

代襲相続人とは

被相続人の子ども・兄弟姉妹が相続開始前にご逝去されている場合には、被相続人の子どもの子ども＝孫、被相続人の兄弟姉妹の子ども＝甥姪が相続人となります。この孫甥姪等を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものとなります。

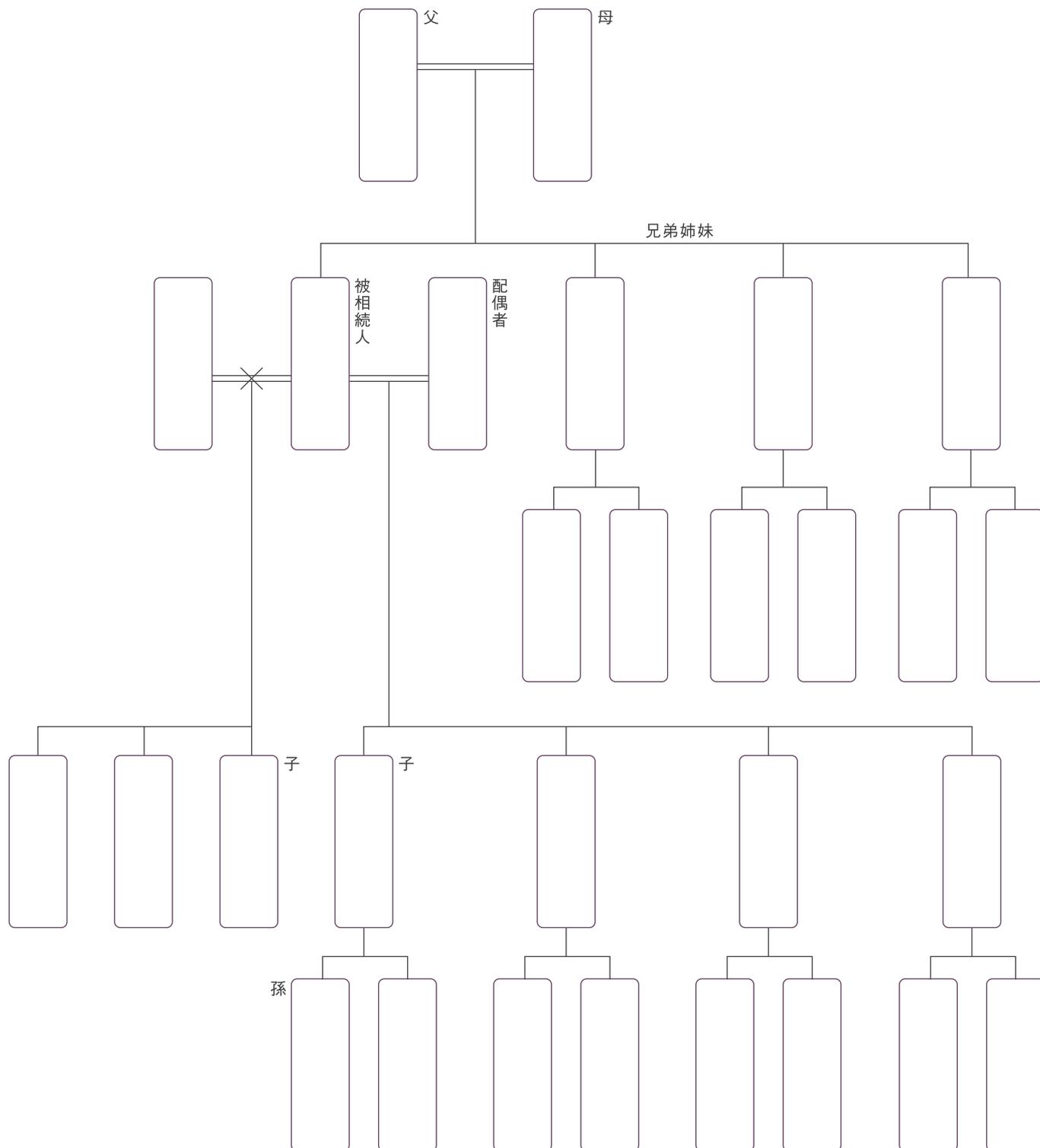
特別受益とは

被相続人から婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

本内容については、2023年3月末現在の情報をもとに七十七銀行が作成したのですが、法令等により内容が変更になる場合があります。

(ご参考) 相続人関係図

相続人の確認等にご活用ください。



協議による遺産の分割

被相続人が財産をどのように分割するかを遺言で遺していなかった場合、遺産の分割は相続人全員の話し合いで決めることになります。

その場合は、被相続人全員が合意した内容を証する「遺産分割協議書」を作成します。

相続人の中に未成年の子どもがいる場合は、分割協議を行う前に、その子どもの権利を確実にするために、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらう必要があります。

被相続人のすべての遺産が分割の対象となりますが、すでに生前贈与された財産、遺贈財産なども考慮して協議を行います。

物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態や生活状況、その他すべての事情を総合的に考慮して遺産の分割を協議し、財産の価値に応じて分割することになります。

分割方法は、遺産を現物のまま分割するのが一般的ですが、遺産の種類や利用価値の違いなどを考慮して公平に分割するために、遺産を換金処分して金銭により分割する方法や、特定の相続人が不動産などを取得し、代わりに他の相続人に対して自己所有の財産または相続により取得した財産から金銭などを交付する方法(代償分割)があります。

分割に際しては、次のことを十分検討しなければなりません。

- ① 分割の対象となる財産はどれか
- ② 個々の財産の価額はいくらか
- ③ 考慮する生前贈与額や寄与分はいくらか
- ④ 相続する割合はいくらか
- ⑤ 具体的に誰が何を取得し、負担するか など



遺産分割協議書の作成

遺産分割協議の結果は、不動産登記などの必要もありますので、遺産分割協議書として書面にしておくのが一般的です。



遺産分割協議書の例

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇の遺産については、同人の共同相続人全員において分割協議を行った結果、本日次のとおり各相続人が遺産を分割し、取得することを決定した。

壹、 相続人〇〇〇〇の取得する財産

(一) 土地 〇〇県〇〇市…

(二) 建物 同所〇〇番地…

貳、 相続人△△△△の取得する財産

(一) 〇〇株式会社発行の株式〇〇株

(二) 株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金〇〇円

参、 相続人〇〇〇〇の負担する債務

葬儀費用

上記のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

相続人 〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇番地

〇〇〇〇 印

相続人 〇〇県〇〇市〇〇丁〇〇番地

△△△△ 印

相続手続きと必要書類

一般に被相続人の預貯金や貸金庫等は、一部の相続人の方だけでは自由に出し入れや処分ができなくなります。預金などに限らず、所有者が登録されている財産(不動産、ゴルフ会員権等)も同様です。

相続手続きは、相続人の皆さまにとっては大きな負担となりますので、早急に行うことが重要です。遺産の名義変更などの相続手続きには、下記の書類が必要です。

※ご相続人の了解のもと、七十七銀行の遺産整理業務での手続きの対象としない財産もあります。

相続手続きの必要書類例

※必要書類は場合により異なります。

被相続人に関するもの

- ・戸籍謄本※・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場)
- ・改製原戸籍謄本(被相続人の父母等の本籍地の市区町村役場)
- ・住民票の除票(住所地の市区町村役場・被相続人死亡の記載があるもの)
- ・戸籍の附票(本籍地の市区町村役場) など

相続人に関するもの

- ・戸籍謄本※・全部事項証明書(本籍地の市区町村役場)
- ・住民票抄本・印鑑証明書(住所地の市区町村役場)
- ・遺産分割協議書 など

相続財産に関するもの

- ・登記事項証明書等(物件所在地の地方法務局または出張所)
- ・固定資産評価証明書(物件所在地の市区町村役場)
- ・不動産賃貸借契約書
- ・不動産の図面(公図など)(地方法務局または出張所) など

金融資産に関するもの

- ・預貯金残高証明書(既経過利息計算書・取引報告書)
- ・公社債残高証明書
- ・株式等の明細書 など

債務等に関するもの

- ・公租公課納付書(固定資産税、住民税)
- ・借入金明細書
- ・葬儀費用明細書 など

その他の財産に関するもの

- ・生命保険支払明細書
- ・退職金支払い明細 など

※戸籍謄本は、被相続人の過去にさかのぼって他に相続人の方々がいないことを確認するためのものです。

必要な戸籍謄本が多い場合には、揃えるのに一か月以上かかる場合もあります。

また、相続人が未成年者で、その親権者との間で利益相反になる場合では特別代理人の選任が必要となり、選任された特別代理人の戸籍謄本が必要となります。